

鎌倉女子大学短期大学部

平成 26 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

鎌倉女子大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、鎌倉女子大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学部の使命・目的は、学校法人鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核とした建学の精神にのっとる旨が学則に定められ、使命・目的を踏まえた教育目的も学則に具体的かつ明確に示され、教職員及び役員の理解と支持をもとに有効に機能している。また、式典時の学長式辞及び「全学教職員の集い」における理事長指針、広報紙「学園だより」、機関誌「緑苑」、大学案内、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて情報発信が図られ、学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的は、実学の伝統を特長とする、女子の高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、法令遵守のもと、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」及び「3つの方針」に反映され、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

短期大学部、学科・専攻科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーは、短期大学部の個性・特色の根幹をなすものとして明確に示され、多様で特色ある入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用されている。

教員と職員協働のもと、教育課程内外のキャリア教育プログラムによる教育を実施し、学生一人ひとりに対する支援、相談・助言体制を整備している。教育目的の達成状況を点検・評価するため、「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」「ポートフォリオ」などを活用し、授業内容及び教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させている。キャンパスは、短期大学部の特色に基づいて整備され、充実した学生生活を送るにふさわしい教育研究環境となっている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校運営に関する諸規定を定め、「三様監査体制」を整備して、経営の規律と誠実性を維持しながら、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく、継続的な努力を行っている。教育情報及び財務情報はホームページを利用して、適切に公表・公開している。

理事会、「全学連絡協議会」「教授会・学部長会議・委員会」の組織上の位置付けは明確であり、トップの強力なリーダーシップのもと、各会議体は学校法人の戦略的意思決定と短期大学部の使命・目的に対応できるよう適切に機能しており、教職員の資質・能力向上を図るべく FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動に力を入れている。

「中長期財務計画」に基づく運営により、安定した財務基盤を確立し、外部資金導入への組織的体制も構築している。会計処理は適正に行われており、また、監査法人及び監事によるそれぞれの監査は、適切に実施され、両者の連携も図られている。

「基準4. 自己点検・評価」について

短期大学部の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、学長や各組織の長をもって構成された自己点検・評価委員会を設置して、教育研究活動の改善、水準向上のため、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、報告書としてまとめ、ホームページ上で公開している。自己点検・評価の結果、浮かび上がった課題や認証評価受審における指摘事項は、検証され、次年度の教育研究活動の改善に生かされ、短期大学部の発展のために有効に機能しており、自己点検・評価の結果を反映させて中期計画を作成しているように、向上・充実のためのPDCAサイクルは確立している。

平成26(2014)年度からは、「情報教育センター」に、機関情報を一元的に収集、分析するIR(Institutional Research)機能を持たせ、自己点検・評価所掌の「教育調査企画室」との連携により、さらに精度の高いエビデンスに基づいた自己点検・評価を企図している。

総じて、短期大学部は、建学の精神に基づく使命・目的及び短期大学部の教育目的により、実学の伝統を守りながら、時代の変化に対応した、特色ある女子教育を行っており、クラスアドバイザー担当教員及び事務職員の連携による学力向上支援、学生生活支援及び就職支援の三位一体体制で、高い就職実績を誇り、安定した財務・経営基盤を背景に、質の高い高等教育機関として、地域貢献に寄与している。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.女子短期大学としての『女子教育』」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神を踏まえた、短期大学部の達成しようとする社会的使命・目的は、「日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である『感謝と奉仕に生きる人づくり』を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを

通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与すること」と、学則に定め、社会に表明している。また、この使命・目的を踏まえた教育プログラムごとの人材養成に関する目的も、初等教育学科及び専攻科ともに、学則に具体的かつ明確に示している。

大学案内、ホームページに短期大学部の使命・目的を簡潔に明示して、学内外に表明している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、教育の理念「感謝と奉仕に生きる人づくり」、教育の目標「科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」、教育の姿勢「人・物・時を大切に」、教育の方法「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」及び教育の体系「徳育（仁）・知育（知）・体育（勇）の調和」の五つの教育的課題を包含し、構造的に配置している。

女子の社会人基礎力を培う汎用的科目と位置付けた「建学の精神実践講座」「女性と文化」「女性と健康」などの科目開講、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」という複線型のカリキュラムの編成は、実学の伝統を特長とする女子教育において、教育研究の個性・特色を反映したものとなっている。

また、短期大学部の使命・目的及び教育目的は、法令に適合するとともに、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価委員会で適宜点検されており、適切なプロセスによる、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的及び教育目的は、短期大学部教授会においては教職員が、理事会においては役員が、それぞれの審議過程に関与し制定・改定しており、教職員、役員の

理解と支持を得ている。また、入学式・卒業式での学長式辞、「全学教職員の集い」における理事長指針、広報紙「学園だより」、機関誌「緑苑」、大学案内、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて、情報発信を図り、学内外に周知している。

「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」は、建学の精神、短期大学部の使命・目的を踏まえ、自己点検・評価を反映し策定されたものであり、また、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシー）の策定及び見直しは、使命・目的及び教育目的を反映したものになっている。

学科、専攻科及び付属機関は、短期大学部の使命・目的及び教育目的を達成するために整備されており、教育研究組織として十分に機能している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部のアドミッションポリシー、学科・専攻科のアドミッションポリシーを学生募集要項、ホームページなどに明示し、入試広報のさまざまな機会を利用して受験関係者に周知している。学科の入試では、このポリシーに基づく試験問題を作成して、多様で特色ある選考方法を工夫し、また、学科・専攻科の入試では、学長を委員長とする「短期大学部入試委員会」が中心となって入試を運営し、合否を決定して短期大学部教授会に報告するなど、受入れ方針に沿った入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで実施している。

学科の定員充足については、入学定員超過、収容定員超過の状況にあるが、入試制度の改定を重ねて適正な定員管理を行おうとしており、また、クラス数を増加させるなどの措置により、適切な教育環境の維持に努めている。

【優れた点】

○学科の「AO 入試（自己推薦型）」は、エントリー開始から合格発表まで十分な時間をかけて、書類審査、小論文・面接による審査などを行い、幼稚園教諭や保育士としての適性を丁寧に評定して入学者を選抜しており、この点は高く評価できる。

【参考意見】

○学科の収容定員超過については、改善計画に沿って是正されることを期待する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部・学科・専攻科のカリキュラムポリシーを教育目的に基づき設定し、ホームページ、履修の手引に明示している。学科では、「総合教育科目」「専門教育科目」を、「リベラルアーツスタディーズ」「プロフェッショナルスタディーズ」に対応させて配置するとともに、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」にも対応させて配置するなど、カリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。専攻科も、ポリシーに沿って、専門性・実践力を高める教育課程を適切に編成している。

学科では、アクティブラーニングの導入、カリキュラムマップの作成などにより、授業内容・方法の工夫を行っている。「キャリア教育・FD委員会」を設置し、教授方法の改善活動を計画的に展開している。キャップ制は導入していないが、授業時間外学修の明示、個別の履修指導などにより、学修の質の向上に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修及び授業支援に関する方針・計画などを策定する各種委員会は、教員と事務職員によって構成されており、教職員協働による学生への支援体制は、履修指導、免許・資格取得指導、学外実習指導などにおいて、適切に整備・運営されている。

全学的にオフィスアワー制度を実施し、電子メールにより教員が学生の相談に応じる制度も実施している。教員の教育活動を支援するために、TA の活用を開始し、授業を補助する非常勤職員の配置も行っている。中途退学者及び留年者への対応策は、教員間連携及び教職員協働の体制を整備して、検討・実施している。

また、「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」の実施により、学生の意見をくみ上げ、学修及び授業支援体制の改善に反映させる仕組みを構築している。クラスアドバイザーによる個人面談を通して、学修支援方法の見直しを行う仕組みも整備している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

短期大学部・学科・専攻科のディプロマポリシーを策定し、学内外に公表している。単位認定については学則に規定を設け、卒業・修了要件については学則及び履修の手引に規定を設けて、厳正に適用している。成績評価の基準・要件についても、学則及び履修規程に明示している。

また、学科においては、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、授業に係る単位の実質化を図るとともに、GPA を指標にした履修指導及び学修支援を行い、教育の質保証を実現しようとしている。

なお、他大学における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限を学則に規定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学科では、教育課程内のキャリア教育として、「免許・資格プログラム」「企業学習プログラム」による教育などを推進し、教育課程外のキャリア教育支援として、「夏休み社会経験プログラム」による教育を実施している。専攻科では、教育課程内のキャリア教育として、保育現場における各種インターンシップ関係の科目を開設し、教育課程外のキャリア教育支援として、「放課後児童健全育成事業指導員研修会」の企画・運営に学生を参加させている。就職センター及び教職センターは、キャリア教育のための支援として、学科と連携しながら、多数のガイダンス・講座を体系的に実施している。

また、学科・専攻科のクラスアドバイザー、就職センター及び教職センターが連携して、学生一人ひとりを支援するなど、就職・進学に対するきめ細かい相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」及びポートフォリオを通じて学生の学修状況を調査するとともに、免許・資格取得状況、就職状況も調査し、教育目的の達成状況を点検・評価している。

また、これらの調査の結果を生かし、シラバスにおいて、授業科目ごとに「準備学習・発展学習」の項目を設けるなど、学修指導の改善に反映させている。

教育課程に「免許・資格プログラム」と「企業学習プログラム」を設けており、これらを通じて教育目的の達成状況及び免許・資格取得状況を把握する仕組みを構築している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「鎌倉女子大学奨学金」や、「スカラシップ入試奨学金」を設け、幅広く学生に対する経済的支援を行っている。

学生サービス、厚生補導のための組織として学生センターと「学生生活委員会」を設置し、学生が安心して有意義な学生生活を送ることができるよう、クラブ活動、奨学金、学生相談など、学生生活全般の支援及び指導を行っている。また、両者が中心となり、クラスアドバイザー、学生相談室、保健センターとの連携を図りながら組織的な学生支援を行っている。

学生生活実態調査、各種行事実施後のアンケート、クラブ主将面談などにより、学生の意見をよくくみ上げており、学生センター、学生生活委員会を通じて学生サービスの改善に反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準で必要とされる教員数及び教授数を上回っており、教育目的及び教育課程に即し、適切に配置している。

教員の採用・昇任は、「鎌倉女子大学短期大学部教員資格審査規程」に基づき、教育・研究業績などの総合的審査により行われ、FD活動は、「キャリア教育・FD委員会」において組織的に行われている。さらに、授業参観と意見交換により授業方法の相互改善につなげる「ピアレビュー」、学外参観者を対象とした公開授業である「オープンクラス」や「FD講演会」「新任教員研修」などを効果的に実施し、教員の資質・能力の向上に努めている。

教養教育は、「短期大学部教務委員会」の責任のもと、平成 26(2014)年度から、従来の「教養教育科目」と「総合教育科目」を統合した「総合教育科目」として、全授業科目を通して行われている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパスは、緑豊かな自然に恵まれた環境のもと、充実した短期大学生活に配慮した教育研究環境となっている。校地、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用し、適正に管理している。

施設・設備の安全性については、大船キャンパスの全ての建物が、平成 15(2003)年 1 月以降の竣工であり、建築基準法の耐震基準に適合しており、避難時の対応については、毎年学生及び教職員対象の避難訓練を行っている。

「学生生活実態調査」を活用して、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、施設・設備の改善に反映している。

クラスサイズは、教育効果を十分に上げられるよう、授業科目の特性に応じて人数の上限を設定している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、

運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為、就業規則、管理規定、研究倫理規定など、法人の方針を明確に定め、経営の規律と誠実性を維持するとともに、「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」を策定し、社会からの付託に応える教育研究を展開しながら、高等教育機関としての、社会的責任を果たすべく継続的な努力を行っている。

また、関係法令及び設置基準にのっとり、学校法人の運営に関する規定を適切に定め、法令遵守のもとに円滑な運営を行い、平成 26(2014)年度には、内部監査室を設置し、学校法人に係る、監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を整備している。

環境保全に努め、防火・防災、防犯体制などを整え、安全管理を行い、個人情報保護、セクシャルハラスメントの防止など、人権に配慮している。財務情報は閲覧に供され、教育情報とともにホームページを利用して、適切に公開・公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定のため、「学校法人鎌倉女子大学寄附行為」に基づく「学校法人鎌倉女子大学理事会規則」により、最高意思決定機関として理事会を開催している。理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成され、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は寄附行為に基づき、法人全体の予算、決算、財務の管理・運営、規定の制定及び改廃、学則変更、入学定員変更、授業料改定などの重要事項を審議し、適切な意思決定を行っている。

理事は、寄附行為に基づき選任され、理事会への出席状況は良好である。理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な教育目標のもと、法人の運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理している。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の教学に関する審議・決定機関として、各種委員会、学部長会議、教授会を組織している。学科の教育職員と各関連部署の事務職員とで構成された各種委員会で議された事項は、教授会の準備機関としての学部長会議で審議され、教育に関わる意思決定機関として置かれた教授会に報告若しくは審議されており、これら会議体の組織上の位置付けは明確であり、短期大学部の使命・目的及び学修者の要求に対応できるよう運営体制は整備され、適切に機能している。

学長は、学部長会議及び教授会において議長を、さらに、理事長として、理事会の議長を務めており、学長が理事長を兼ねるという教学・経営双方のリーダーシップのもとで、戦略的に短期大学部を運営できるガバナンス体制を構築している。また、学長の諮問に応じ、総合的・専門的見地から高度な意見を述べる「学事顧問」を置き、体制を強化している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長及び各部署の長が定期的に連絡・協議を行うため、「全学連絡協議会」を毎月開催しており、各部署における意見聴取・連絡などを行うことによりコミュニケーションの円滑化を図っている。内部監査室を設置し、各部門の業務を監査する体制を整備している。

監事は、寄附行為にのっとり適切に選任され、理事会及び評議員会への出席状況は良好である。

評議員会は寄附行為に基づき適切に運用されている。

理事長は理事会及び各部署の長が集まる「全学連絡協議会」に議長として出席し、また「全学教職員の集い」において、法人の進むべき指針を示すなどリーダーシップを発揮している。短期大学部の各種委員会において教職員の意見・提案などをくみ上げる体制が整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人鎌倉女子大学管理規程」及び「学校法人鎌倉女子大学事務分掌規程」に基づき短期大学部の業務が執行されている。事務分掌規定においては事務組織及び事務分掌について定められており、各事務部門が果たす役割が明確となっている。

職員の任用に関しては「学校法人鎌倉女子大学職員任用規程」に募集方法、採用試験などが定められており、事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置されている。

教職員の資質・能力向上を図るべく「教育・研究に関する研修会」を開催するなど FD 活動・SD 活動にも力を入れている。また外部研修への参加も積極的に推奨している。

【優れた点】

○職員に対し「目標管理制度」を導入し、個人別の「職務目標報告書」は年度ごとの達成目標、具体的な行動計画・実績、今後の課題という形で工夫されており、個人レベルでも PDCA が機能している点は評価できる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度から 5 年間の「中長期財務計画」を作成しており、併せて同期間の「施設設備事業計画」も作成し中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。

財務状況においては、帰属収支差額が黒字を安定的に確保できており、収益性は良好な水準にある。学術研究棟新築工事など大きな資金を要した事業に際しても外部からの借入れなしに自己資金にて賄った。また、現状における手許資金も潤沢にあり資金面においても安定した財務基盤が確立できている。平成 21(2009)年度から平成 24(2012)年度にかけて「鎌倉女子大学スカラシップ入試奨学基金」を積立て、学生の経済的負担の軽減を図っている。

科学研究費助成事業、受託研究、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金などの外部資金の調達においては、学術研究所に研究支援課を設置するなど組織的に対応する体制ができています。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人鎌倉女子大学寄附行為」「学校法人鎌倉女子大学経理規程」「学校法人鎌倉女子大学資金運用に関する規程」などの諸規則に基づき適正になされている。

予算とのかい離がある決算科目においては補正予算を編成している。補正予算編成に際してはあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得た上でなされている。

監査法人による会計監査及び監事による監事監査については、法令や各規定に基づき定められ、適切に実施されている。また、監事は監査法人による監査計画の説明、監査結果報告を受けての質疑応答を実施するなど、両者の連携も図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するために学則において、教育研究活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行うものとして定めており、自主的かつ自律的な自己点検・評価が実施されている。

学則の規定に基づき自己点検・評価委員会が設置されており、理事長・学長はじめ各組織の長をもって構成されている。当委員会において自己点検・評価の実施、報告書作成などを審議する体制がとられている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価を実施するに際し、各関連部署において各種データ・資料などの客観性の高いエビデンスに基づき、自己点検・評価が実施されている。

自己点検・評価委員会の事務担当である「教育調査企画室」を中心に、必要に応じて各部署間の連携がとられている。「自己点検・評価報告書」が毎年作成され、「学部長会議」「全学連絡協議会」において活動状況を報告し、全職員の共通理解を図っている。

また「自己点検・評価報告書」は大学の図書館において自由に閲覧できるようになっており、平成 18(2006)年度版からは、ホームページ上で公開するなど、自己点検・評価の結果について、学内共有するとともに、社会にも適切に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価報告書」に記載された課題、指摘事項については学科・部署ごとに改善策の検討がなされており、実施された教育研究活動について点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に報告されている。さらにその結果は次年度以降の活動にも生かされている。このように、自己点検・評価の結果に対して PDCA サイクルが十分に機能している。

自己点検・評価の結果を反映させて「中期計画（平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）」が作成されている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 女子短期大学としての『女子教育』

A-1 女子短期大学における教育

- A-1-① 女子短期大学の特色を生かした教育プログラムの開発
- A-1-② 女性のキャリア形成に関するサポート体制の構築

【概評】

鎌倉女子大学短期大学部

実学の伝統に基づいた女子教育を、「建学の精神実践講座」「女性と文化」「女性と健康」など、女子短期大学の特色を生かした独自の教育プログラムとして開発・実践し、女子の社会人基礎力を培っている。

女子の職能に合った免許・資格を生かし、豊かな感性としなやかな知性をもった保育士・幼稚園教諭など、専門職の就職支援に注力し、学科、就職センター、教職センターが連携し、女子短期大学としての特色を生かした就職支援を行っており、その結果の一つとして幼稚園教諭・保育士採用数の高い実績が挙げられる。

併設校高等部との連携により、高等学校2か年と短期大学2か年の接続教育プログラムを検討していることは、短期大学の可能性を模索する構想として、高く評価することができる。

女子のキャリア形成に関するサポートについて、卒業生や社会で活躍する女性との交流の機会を増やし、学生に持続性のある目標を持たせようとしている点は、高等教育機関の特性を生かしたサポートとして、高く評価することができる。

